

公園維持管理用倉庫の設置に係る許可基準要領

この要領は、公園管理者以外の者が都市公園法第2条第2項第7号に規定する倉庫である公園維持管理用倉庫（以下「倉庫」という。）を設置しようとする場合の都市公園法第5条第1項の許可に関する基準（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が設置する倉庫及び総合公園に設置する倉庫は除く）について、必要な事項を定めるものとする。

（公園維持管理用倉庫の種類）

第1条 この基準において「公園維持管理用倉庫」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）「公園清掃用具収納庫」 公園において清掃、除草、整地等の清掃協力作業に必要な道具を収納する倉庫をいう。
- （2）「パークマネジメント用倉庫」 公園協働管理運営に係る協定に基づく管理運営計画を実践するうえで必要な道具を収納する倉庫をいう。

（対象団体等）

第2条 公園清掃用具収納庫を設置できる団体は、千葉市公園清掃協力団体報償金交付要綱第2条第3項に基づく公園清掃協力団体、又は公園の清掃、除草、整地等は無償ボランティアで行う団体であること。

2 パークマネジメント用倉庫を設置できる団体は、市と公園協働管理運営に係る協定等を締結した団体であること。

3 一の公園に倉庫を設置できる団体は、原則として1団体とする。ただし、公園の面積の規模、公園の土地形状その他のやむを得ない事由があると公園管理者が認める場合に限り、第1項の団体は複数とすることができる。

（倉庫の面積）

第3条 次の各号に掲げる倉庫は、都市公園法第4条第1項で定める割合を超えない範囲で設置できるものとする。

- （1） 公園清掃用具収納庫の面積は3.3㎡（1坪）以下とする。
- （2） パークマネジメント用倉庫の面積は3.3㎡（1坪）以下とし、公園清掃用具収納庫と兼用する場合には、6.6㎡（2坪）以下とする。

（設置基数）

第4条 一の公園に設置できる倉庫は、原則として1基とする。ただし、公園清掃用具収納庫がすでに設置されている公園において、第2条第2項に該当する団体がパークマネジメントを実施する場合、前条に定める範囲で2基まで設置できるものとする。なお、一体的な利用を図るため、可能な限り隣接して設置すること。

（設置場所）

第5条 倉庫の設置にあたっては、次の各号に掲げる条件を優先すること。

- (1) 公園の出入り口付近、中心となる場所、死角を生ずる場所及び公園内外からの見通しが著しく悪化する場所はさけること。
- (2) 公園内の施設や樹木を損傷し、又は移設等の影響を及ぼさない場所であること。特に、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定版）」に基づく遊具の安全領域を確保すること。
- (3) 公園景観を損ねない場所であること。
- (4) 水道管や電気系統等の地下埋設物がない場所であること。
- (5) その他公園の管理及び利用に支障がない場所であること。

(構造・外観)

第6条 設置する倉庫は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 倉庫の高さはおおむね2m以下とすること。
- (2) 公園利用者に対して危険を及ぼすような構造や状態になっていないこと。
- (3) 公園施設設置物件として美観的及び景観的に見苦しくないこと。
- (4) 堅牢なつくりであり、倒壊や転倒等の恐れのないように安定性が確保されていること。
- (5) 収納物の散乱等がないように、鍵が施されているものであること。
- (6) その他公園の管理上支障のない構造や外観であること。

(借地公園の場合の措置)

第7条 土地所有者が公園管理者以外の場合には、土地所有者から設置の承諾を得ること。

(許可の表示)

第8条 倉庫には、千葉市が発行する許可証明シールを所定の場所に貼ること。

(設置期間)

第9条 設置期間の基準は5年間とし、許可終了日を年度末（3月31日）とする。ただし、設置許可期間内においても、第2条の団体が倉庫を使用しなくなった場合、又は解散した場合、倉庫の設置許可受者は速やかに倉庫を撤去すること。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月24日から施行する。